

オープンイノベーション創出・促進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

オープンイノベーション創出・促進事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）

3 目的

本県では、イノベーション創出拠点「渋沢MIX」をさいたま新都心駅前に開設予定である。渋沢MIXでは、「オープンイノベーションの創出・促進」「スタートアップの創出・成長支援」「イノベーションを担う人材の育成」の3つのコンセプトを掲げ、様々な企業や人の出会い・交流を促し、化学反応を起こしてイノベーションを創出することで、県内経済の活性化を図っていく。

本事業は、上記コンセプトのうち「オープンイノベーションの創出・促進」の事業として、①県内企業による他社との協業の取組を促進し、県内企業の成長と、県外企業やスタートアップの県内への誘引につなげること、②主に県内中小企業に対して、連携・協業による新事業の創出や社会課題・企業課題の解決手法の学びと実践の機会を提供し、オープンイノベーションの裾野を広げること、③県内に共創コミュニティの形成を図り、埼玉県のエコシステムの構築につなげることを目的とする。

4 業務の内容

(1) 共創プログラムの実施

社会課題や企業課題を協業により解決する、以下2種類のプログラムを実施する。

① 中小企業プロジェクト提案型（10件）

ホスト企業（*1）が自社の持つリソース（技術・ノウハウ等）を活用したプロジェクトを提示し、ホスト企業の提示したリソースを活用できるパートナー企業（*2）を募集

*1 県内の中小企業、スタートアップ

*2 全国の企業



② 大企業テーマ提示型（5件）

ホスト企業（*3）が社会課題・企業課題に関するテーマを提示し、解決するアイデアやリソース（技術・ノウハウ等）を持つパートナー企業（*4）を募集

*3 全国の大企業、中堅企業

*4 県内の中小企業、スタートアップ



ア プロジェクトの組成支援

プロジェクトの組成方法については、以下の例を参考に、適切な手法とスケジュールを提案すること。なお、既に組成されたプロジェクトも支援の対象とする。

<例>

①ホスト企業の募集・選定

- ・効果的な募集・選定方法を提案すること
- ・説明会、面談等の実施

②ホスト企業のプロジェクト、テーマ設定支援

- ・ワークショップ、面談等の実施

③パートナー企業の募集・選定、ホスト企業とのマッチング

- ・効果的な募集・選定、ホスト企業とのマッチング方法を提案すること
- ・説明会、面談等の実施

ホスト企業として選定されなかった企業について、渋沢MIXの運営事業者が行う支援（マッチング等）に協力することとし、具体的に協力できる内容を提案すること。

イ プロジェクトの伴走支援

アにより組成したプロジェクトに対して、プロジェクトごとにロードマップ等を明確化した上で、プロトタイプ開発・実証実施・事業化など、支援終了時に達成すべき目標を設定すること。また、プロジェクトごとに進捗管理、事業化に向けた助言等を随時実施するなど、目標達成に向けた支援を行うこと。

<支援の例>

- ・事業化に向けたコンサルティング、中立的な立場によるコーディネーター
- ・各種調査、関係者へのヒアリング等に向けた支援
- ・ビジネスプランや製品・サービス等のブラッシュアップ支援
- ・実証支援（実証フィールド提供、獲得調整）
- ・マッチング・ピッチイベント支援
- ・事業化進捗管理
- ・事業計画策定支援
- ・社内調整（予算確保等）支援
- ・販路拡大支援
- ・プロモーション支援
- ・支援金の有効活用に向けた支援
- ・そのほか参加企業の事業推進に有益な支援

ウ 支援金の支給

イで支援を行うプロジェクトのうち、事業化が期待できる有望なプロジェクトに対して、1件最大500万円×15件程度（総額7,500万円（税込））の範囲内で支援金を支給すること。支援金は、本プログラム期間中の参加企業の事業推進に係る経費のみに活用することとし、県と協議の上、対象経費等の詳細を定めること。

支給は、各プロジェクトの県内の中小企業、スタートアップに対して行うものとし、事前に支給対象企業から活用方法等を提示させ、確認した上で、本事業終了までに受託者から参加企業に直接支給すること。

なお、支援金は契約金額に含めるものとし、委託終了時に、本支援金に係る契約金額の精算を行うこと。

(2) 県内企業への啓発・意識醸成

次年度以降の共創プログラムの参加者の掘り起こしを行うため、主に県内中小企業を対象に、先進事例の紹介等を通じたオープンイノベーションに関する学びの機会と、実践に向けたワークを通じた知識やスキルの習得の機会を提供することで、オープンイノベーションの機運醸成を図り裾野を広げる。

ア セミナーの開催

県内中小企業、支援機関等を対象とした、オープンイノベーションによる連携・協業の有効性、必要性等を啓発するセミナーを開催する。

なお、セミナーは動画撮影を行うこととし、終了後速やかに、アクセシビリティ（字幕、テキスト版等）の対応を行った上で、県が指定する WEB サイトで公開すること。

イ ワークショップ等の開催

オープンイノベーションの実践に向けて必要な知識やスキルを習得するワークショップ等を開催し、参加企業が次年度の共創プログラムに参加できるよう必要な支援を行うこと。

(3) 共創コミュニティの形成

本県では、令和6年度から、オープンイノベーション事業参加企業を中心に、オンラインコミュニティ（Teams）を立ち上げ、持続的にイノベーションが創出されるエコシステムの構築を目指し取り組んでおり、令和7年度からは、渋沢M I Xのオンラインコミュニティとして運用を開始する予定である。

そこで、渋沢M I Xのオンラインコミュニティの中で、オープンイノベーションに関する情報発信、イベントの企画・開催等を行い、コミュニティ内での共創機運を醸成すること。

なお、運営にあたっては、渋沢M I X運営事業者と連携すること。

(4) 成果発表会の実施

本事業の成果を広く発信することで、参加企業の事業化促進を図るとともに、本事業の認知度向上、オープンイノベーション機運の醸成等を目的に成果発表会を開催すること。

※渋沢M I Xの他のプログラムとの合同イベントとして実施することを想定している。

(5) 広報と情報発信

ア 特設ホームページ（HP）の作成

本事業の効果的な周知等を行うための特設 HP を作成すること。HP には事業の概要やスケジュール、参加者募集、成果発表会等に関する情報や申

込フォーマット等を掲載・更新し、応募者や参加者等にとって利用しやすく魅力的なものとする。

なお、作成の際には、渋沢M I X本体のHPとの連携を考慮すること。

また、必要に応じて、県の情報システム担当部署や広報担当部署等が定める方針等に準じること。

イ 参加者募集

(ア) 募集チラシの作成

(5) アとデザインコンセプトを同じくするチラシをA4版サイズで作成し、県が校了の判断を行うまで校正すること。校了後、電子データ（編集可能な形式を含む）を県に納品すること。また、紙媒体でも作成し（各6,000部程度を想定）、効果的な周知が見込める各種施設・団体等と調整の上、送付等すること。

(イ) 周知、広報

受託者が持つ広報ツールやネットワークを活用し、関係者等に周知を行うこと。また、必要に応じて、県が行う広報の支援を行うこと。

(ウ) 参加者受付・管理

- ・本事業専用のメールアドレス及び電話番号等を用意し、原則として、参加申込者や参加者からの全ての問い合わせ等に対応すること。
- ・参加申込はオンラインにて受け付けることとし、受託者にて申込フォームを作成すること。なお、参加申込者情報及び申込書類は厳重に管理するとともに、適宜参加申込者への連絡・情報共有を図ること。

ウ 開催レポートの公開

本事業を広く周知することで、次年度以降の本事業への参加者を増やし、埼玉県のエコシステム構築につなげるため、実施内容や当日の様子（写真）を含む開催レポートを特設HPで公開すること。

(6) 実施報告書

ア 内容と提出方法

実施報告書には以下の内容を入れることとし、電子データで県に提出すること。

また、次年度以降に渋沢M I X等のHPからアーカイブとして参照できるように、HP公開用のPDF版実施報告を併せて提出すること。

- ・事業の全体概要
- ・4（1）共創プログラムの事業進捗と今後の見通し
- ・4（2）県内企業への啓発・意識醸成として行ったセミナーやワークショップ等の概要と写真、アンケート結果
- ・4（3）オンラインコミュニティでの実施内容
- ・成果発表会の概要と写真、アンケート結果
- ・次年度に向けた課題・方向性の整理
- ・各参加者一覧

イ 提出期限

令和8年3月27日（金）

5 スケジュール（想定）

時期	共創プログラムの実施	県内企業への啓発・意識醸成
5月中旬～8月上旬	ホスト企業募集	
8月上旬	ホスト企業決定	
8月中旬～10月上旬	パートナー企業募集	
10月上旬	パートナー企業決定	
10月上旬～3月	伴走支援	
12月		セミナー
1月～3月		ワークショップ等
3月	成果発表会	

※既に組成されたプロジェクトは8月中旬を目途に伴走支援を開始する。

※スケジュールは想定であり、より効果的な事業実施に資するのであれば、見直しも可とする。

6 実施場所

渋沢MI X（埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目262番18「ekismさいたま新都心」5階）

※施設利用料は無料とする。

※渋沢MI X開設（令和7年7月頃）前に、対面で説明会や面談等を行う場合は、会場の手配や会場使用料は受託者の負担にて行うこと。

7 その他

（1）業務運営体制

受託者は、業務を適切に実施できるよう、統括責任者及び必要な人員を配置すること。また、本業務の実施において、県が追加の人員配置が必要と判断した場合には速やかに必要な措置を講ずること。

- ・本業務の運営管理及び県との連絡調整
- ・プログラム、イベントの企画・運営
- ・本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- ・業務全体の進捗管理、報告
- ・その他本業務の運営上必要と認められる事項

（2）スケジュール管理

ア 契約後速やかに業務の進行スケジュール表を作成し、県の承認を得ること。

イ スケジュール表に基づき、業務の進捗状況を適宜、県に報告すること。県への業務進捗状況の報告又は意見交換を主な内容とした打合せを、県の求めに応じ開催すること。

なお、これらミーティング等の次第、議事録等は受託者が作成し、速やかに県に提出すること。

(3) 参加費

本プログラムへの参加費は全てにおいて無料とすること。

(4) 事業名称の提案

本事業の内容にふさわしい名称を提案し、県と協議の上、決定すること。

(5) 他のプログラムや機関等との連携

本事業は渋沢M I Xで実施する事業の一環であることから、本事業単体で完結させるのではなく、必要に応じて、県が別途実施（予定も含む）しているプログラムや、その他関係機関において実施しているオープンイノベーション、スタートアップ関連施策等と効果的な連携、接続が図れるよう事業内容を検討すること。

(6) 渋沢M I X運営事業者との連携・調整

本事業の実施にあたっては、会場確保をはじめ、渋沢M I Xの運営事業者と十分な連携や調整を図ること。

8 留意事項

- (1) 受託者は県と十分に協議を行いながら、県の意図について熟知の上、業務に着手し、適切な体制により効率的な業務推進に努めること。業務を実施する上で、疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項や詳細については、別途協議の上定めることとし、県の指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務の全て、又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じること。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務に係る経費は、県が事前に指定したものを除き、原則として全て本委託費から負担するものとする。
- (6) 本業務の実施における危機管理体制については、本業務開始時に県へ報告すること。なお、事故が発生したときは、速やかにその状況を県に報告するとともに、県の指示に従い適切に対応すること。
- (7) 本事業内で使用する資料、チラシ及び実施報告書等の各種資料、ホームページ等の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないこと。委託業務により得られた成果品に係る著作権については、埼玉県に帰属するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。
- (8) 本業務の履行に伴い発生する成果品における著作権その他知的財産権及び肖像権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。また、万一、何らかの権利に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対処すること。
- (9) 受託者は関係法令等を十分遵守し、業務を遂行すること。また、本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、県の信用を失墜する行為をしないこ

と。

- (10) 受託者が故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うこととする。
- (11) 本仕様書に定めるもののほか、受託者が提出した企画提案書等に記載されている事項についても、誠実に履行すること。
- (12) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。